

事業者や研究機関、NGO 等の自主的な取組

ビジネスと生物多様性の分野では、事業者や研究機関、NGO 等による自主的な取組の成果として、[分野横断的な生物多様性の評価に関するガイダンス](#)、[業種ごとのガイドライン・イニシアティブ・ベストプラクティス](#)、[生物多様性関連の認証制度](#)及びそれに関連した[利用可能なデータベース](#)等の整備が 2010 年以降大きく進展しています。本報告ではこれらの状況について整理しています。

目 次

1) 分野横断的な生物多様性評価に関するガイダンス	2
2) 業種ごとのガイドライン・イニシアティブ・ベストプラクティス	8
3) 生物多様性関連の認証制度	14
4) 利用可能なデータベース	24

1) 分野横断的な生物多様性評価に関するガイダンス

① 事業者のための生態系サービスの価値評価のツール

(1) 企業のための生態系サービス評価 第2版 (Corporate Ecosystem Services Review, ESR 2.0) (2012)

生態系と企業活動との関連性を評価する体系的な方法論を取り纏めた報告書"The Corporate Ecosystem Services Review(ESR)"の日本語版。世界資源研究所(WRI), WBCSD(The World Business Council for Sustainable Development、持続可能な発展のための世界経済人会議)、Meridian Instituteが作成。「企業のための生態系サービス評価(ESR)」は、自然から受ける恩恵を「生態系サービス」と定義した上で、森林、水、遺伝資源、などの「供給サービス」や、大気の調節、気候調整などの「調整サービス」のそれぞれの項目について、企業活動がどの様に生態系に依存し、影響しているかを知り、それによるビジネスリスクとチャンスを管理し、今後の戦略策定に繋げていくための体系的な方法論を紹介している。

ESR(企業のための生態系サービス評価)の第2版(Corporate Ecosystem Services Review, ESR 2.0)(2012)は以下のウェブサイトでダウンロードできる。

- ・英語、第2版

http://pdf.wri.org/corporate_ecosystem_services_review.pdf

- ・日本語による紹介(日立化成株式会社)(日本語、第1版)

http://pdf.wri.org/corporate_ecosystem_services_review_jp.pdf

(2) 企業のための生態系評価(CEV)ガイド (Guide to Corporate Ecosystem Valuation, CEV) (2011)

企業のための生態系評価(CEV)ガイドは、生態系の劣化と生態系サービスから提供される便益の両方を明示的に評価することにより、より良いビジネス上の意思決定を行うプロセスを取りまとめたガイド。WBCSDが作成。

「企業のための生態系評価(CEV)」は、1. スクリーニング、2. 生態系評価の手法(5つの段階)の2つのパートから構成されている。具体的な手法は、(1) スコーピングにより範囲を設定、(2) 計画を立案、(3) 9つのステップによる評価、(4) 評価結果の適用、(5) 企業活動への組込の5つである。生態系評価の実施により、生態系に関する意思決定を、より説得力がある実務的なものにすることができ、持続可能な発展の戦略や成果を向上させることができる。生態系の価値を含めることにより、社外の便益を高める

ことを可能にし、企業価値をより良く評価するために環境パフォーマンスを定量化し、収益を維持・向上させること、経費を削減すること、そして資産を再評価することにつながるることができる。

企業のための生態系評価(CEV)ガイド（日本語）は、以下のウェブサイトでダウンロードできる。

http://www.hitachi.co.jp/environment/vision/pdf/ecosystem_cev_guide.pdf

(3) Eco 4 biz-事業者の意思決定を支援する生態系サービスと生物多様性のツール (2013)（英語）

Eco 4 biz は、事業者が生態系サービスと生物多様性のアセスメントを行うスケールを明らかにし、マップや定量評価、優先順位を明らかにするためのスコア化など、どのようなアウトプットが意思決定に役立つのかと明確にしたうえで、どのような手法が生態系サービスや生物多様性の評価に適切なのかを見極めるためのツールである。様々な生態系サービスや生物多様性の評価手法が乱立する中で、どの手法が事業者の目的に合っているのかを見極めるうえで有用なツール。

このツールは以下のウェブサイトでダウンロードできる。

・ "Eco4Biz - Ecosystem services and biodiversity tools to support business decision-making (2013)" Eco 4 biz-事業者の意思決定を支援する生態系サービスと生物多様性のツール (2013)

<http://www.wbcsd.org/eco4biz2013.aspx>

(4) 生物多様性マネジメントハンドブック

ドイツ環境省の委託によりロイファナ大学リューネブルクと共同して ‘Biodiversity in Good Company’ イニシアティブが作成した生物多様性マネジメントハンドブックでは、生物多様性マネジメントに関する論理的説明からチェックリスト、さらには、事業内における生物多様性保全の具体的実施について数多くのベストプラクティスが包括的にまとめられている。

本ハンドブック（Corporate Biodiversity Management Handbook (Federal Ministry for the Environment, Nature conservation and Nuclear Safety, Germany 2010)は、以下のウェブサイトでダウンロードできる。

<http://www.business-and-biodiversity.de/en/handbook/welcome.html>

(5) **ステークホルダーによる生物多様性の管理 - 啓発から行動へ (Management of biodiversity by stakeholders: from awareness to action) (ORÉE 2014)**

フランスの事業者と生物多様性のネットワーク、Oree は、2014 年に新しい生物多様性の管理に関するガイドブック、「ステークホルダーによる生物多様性の管理 - 啓発から行動へ (Management of biodiversity by stakeholders: from awareness to action)」を発表した。ガイドブックでは、ステークホルダーに対して生物多様性に関する啓発をどのように行っていくのか、製品やサービスにおいて生物多様性をどのように統合していくのか、どのように生物多様性をランドスケープレベルで管理していくのかなどについて解説を行っている。

本ハンドブックは、以下のウェブサイトダウンロードできる。

<http://www.business-and-biodiversity.de/en/handbook/welcome.html>

② **トレーニングツール**

(1) **ビジネス・エコシステムズ・トレーニング(Business Ecosystems Training, BET) 教材**

ビジネス・エコシステムズ・トレーニング(BET)教材は、ビジネス活動と生態系保全の関連性に関する知識を増やし、理解を深めるために作られた企業の従業員向けのキャパシティービルディングプログラム実施のための教材で、2012年2月に WBCSD が開発、発表した。

BET の目的は、企業が積極的に活用することにより、従業員に生態系保全活動において適切な管理を行うためのスキルを提供し、生態系サービスから提供される便益への影響や依存への理解を深めることにある。これまでの 10 年に WBCSD が開発を行ってきた生態系保全に関連する手法やツールを総合的に引用し、作成されている。

BET は、企業のあらゆる部署や役割の従業員のために作られており、生態系や生態系サービスに関わる知識もさることながら、組織として、どの様に、関連する課題を認識し、問題解決を図るかの考え方を提供している。1つのモジュールが約4時間の講義形式で開催される方法で、計4つのモジュールから構成されている。レベルが上がることや、受講者のニーズにより、生態系保全に関し、さらに詳細で高い技術のトピックや情報が提供されている。

ビジネス・エコシステムズ・トレーニング(Business Ecosystems Training, BET) 教材に関する紹介は以下のウェブサイトで見ることができる。

- ・ 企業従業員のための生態系保全の教育用資料（英語）

<http://www.wbcsd.org/bet.aspx>

- ・ 日本語による紹介（株式会社 日立製作所）

http://www.hitachi.co.jp/environment/vision/ecosystem_bet.html#bet03

③ 生物多様性と生態系サービスについての環境報告書作成のためのガイダンス

- (1) 生態系サービスに関する報告についてのアプローチ—生態系サービスを含めた組織の活動報告（Approach for reporting on ecosystem services - Incorporating ecosystem services into an organization's performance disclosure）（2011）

2011年、Global Reporting Initiative（GRI）は UNEP-WCMC、コンサルタント会社の CREM と協力して、事業者の環境報告書などで事業活動の生態系サービスに関する影響や依存について報告するための報告の指標を提供している。報告書では、事業の生態系サービスとのかかわりについてモニタリングし、報告するための手法の概要について示している。

この環境報告書作成のためのガイダンスや他の情報は、以下のウェブサイトで見覧、ダウンロードできる。

<http://www.bipindicators.net/LinkClick.aspx?fileticket=s9QI6GObfEw%3D&tabid=231>

- (2) 生物多様性と生態系サービスに関する企業報告書の基準の推進（Promoting business reporting standards for biodiversity and ecosystem services）（2010）

フランスの環境シンクタンクの Oree は、2010年に生物多様性と生態系サービスに関する企業報告書の基準についてのレポートを作成した。レポートでは、生物多様性と生態系サービスの指標や、事業管理のための生物多様性と生態系サービスの勘定、ステークホルダーへの生物多様性と生態系サービスについての新しい報告のアプローチなどについて紹介している。

この環境報告書作成のためのガイダンスや他の情報は、以下のウェブサイトで見覧、ダウンロードできる。

http://www.oree.org/_script/ntsp-document-file_download.php?document_id=819&document_fi

[le_id=821](#)

④ 生物多様性オフセットのためのガイダンス

(1) 生物多様性の代償措置についてのスタンダード (Standard on Biodiversity Offsets) (2012)

生物多様性の代償措置についてのスタンダード (Standard on Biodiversity Offsets) は、生物多様性代償措置の審査を行う人、代償措置を行う事業者、保全団体、地域コミュニティ、政府、金融機関が BBOP の原則 (Principles) ・基準 (Criteria) ・指標 (Indicators) にそって生物多様性代償措置を評価するためのスタンダードとして Business and Biodiversity Offsets Programme (BBOP) が 2012 年に策定した。

・生物多様性の代償措置についてのスタンダード (Standard on Biodiversity Offsets) (2012)
(日本語と英語版)

http://www.forest-trends.org/publication_details.php?publicationID=3262

http://www.forest-trends.org/documents/files/doc_3078.pdf

(2) 生物多様性の代償措置についてのハンドブック (Biodiversity Offset Design Handbook) (BBOP 2012)

生物多様性の代償措置についてのハンドブック (Biodiversity Offset Design Handbook) は、生物多様性の代償措置をデザインする際の手法やツールを紹介したハンドブック。ハンドブックでは、事業のスコップ、法的枠組みのレビュー、ステークホルダーの参加、代償措置の必要性の把握、手法の決定、場所の選択、デザインの記録といった具体的な手続きや、それぞれの手続きにおけるツールやガイダンスなどを紹介している。Business and Biodiversity Offsets Programme (BBOP) は、2012 年に改訂版のハンドブックを発表している。

・生物多様性の代償措置についてのハンドブック (Biodiversity Offset Design Handbook)
(BBOP 2012) (英語)

http://www.forest-trends.org/documents/files/doc_3101.pdf

⑤ 国際機関などによるガイダンス

(1) TEEB 報告書第3部：事業者向け(The Economics of Ecosystem and Biodiversity in Business and Enterprise (2012)

事業者は自然資本をどのように管理し、保護し、投資を行うかという面で重要な役割を果たす。本報告書は、生態系及び生物多様性への配慮を事業活動の主流に組み込むことで生まれる様々な問題及び機会に対して実践的なガイダンスを提示することを目的としている。本報告書は様々な事業者向けに策定されており、例えば採鉱・石油・ガス及びインフラ整備等の生態系及び生物多様性に直接影響を与えうる事業や、農業・漁業等の生態系の健全性に依存する事業、銀行・資産運用者並びに保険・ビジネスサービスなどの経済活動や経済成長を財政的に支援する金融業界、エコツーリズム、生態系農業、バイオ炭素などの生物多様性関連サービスや製品を販売する事業など、幅広い事業活動に関するガイダンスが含まれている。

この TEEB 報告書は下記のウェブサイトで購入できる。

・TEEB 報告書第3部:事業者向け(The Economics of Ecosystem and Biodiversity in Business and Enterprise (2012) (最終ドラフトの英語版)

<http://www.teebweb.org/business-and-enterprise-report/>

・日本語での紹介＝最終ドラフトの日本語版／公益財団法人地球環境戦略研究機関

http://www.iges.or.jp/jp/news/topic/pdf/1103teeb/teeb_d3_j.pdf

(2) 生物多様性と生態系サービスの基準を統合するための最適な政策ガイダンス(Best Policy guidance for the integration of biodiversity and ecosystem services in standards) (2012)

「生物多様性と生態系サービスに関する基準の統合についての最適な政策ガイダンス」は、既存の生物多様性や生態系サービスの保全にかかわる基準の改善を進めるために作成されたガイダンス。United Nation Environment Programme-World Conservation Monitoring Centre (UNEP-WCMC) が生物多様性条約事務局と協力して作成。

このガイダンスの基礎となっているのは、生物多様性条約事務局のテクニカルシリーズ63号の「生物多様性に関する基準や認証制度の評価:既存のプラクティスの概要(CBD Technical series 63 "Review of the Biodiversity Requirements of Standards and Certification Schemes: A snapshot of current practices" (2011), <http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-63-en.pdf>)」における分析である。この報告書では、36の基準の分析をもとに、用語の定義や統一性の欠如、保全対象とされている生息

地タイプの偏り、優先的な保全対象地域の選定手法が不明確であること、回避・低減・再生の優先順位(Mitigation hierarchy)が明確になっていないこと、ノーネットロスの概念の適用率が低いことなどの課題を指摘している。また、こうした課題をもとに1) 国際的に合意された定義の適用、2) 影響の他への転換の回避、3) 改変の進んでいる生息地の保全、4) 保護地区内での対応策の提供、5) 優先的な保護地域の把握、6) 先住民族や地域住民の保護地区の認識、7) 回避・低減・再生の優先順位 (Mitigation hierarchy) やノーネットロスの適用、8) 5つの圧力(①生息地や土地の利用転換、②収穫と資源消費、③汚染と物質投入、④気候変動、⑤侵略性外来種と遺伝子への影響)に対応するためのチェックリストの適用の8つの提案をまとめた。

政策ガイダンスでは、これらの提案をもとに、1) 基準を策定する機関が考慮すべき基本的な理念について整理し、2) 経済活動が生物多様性や生態系サービスに及ぼす上記5つの圧力それぞれにどのように対応していくべきなのかについて示している。

このガイダンスとその基礎となったレポートは、下記のウェブサイトで見ることができる。

・生物多様性と生態系サービスの基準を統合するための最適な政策ガイダンス(Best Policy guidance for the integration of biodiversity and ecosystem services in standards) (2012)

<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-11/information/cop-11-inf-59-en.pdf>

・生物多様性条約事務局のテクニカルシリーズ 63 号、生物多様性に関する基準や認証制度の評価: 既存のプラクティスの概要 (CBD Technical series 63 "Review of the Biodiversity Requirements of Standards and Certification Schemes: A snapshot of current practices" (2011))

<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-ts-63-en.pdf>

2) 業種ごとのガイドライン・イニシアティブ・ベストプラクティス

① 農業

(1) The Common Code for the Coffee Community Association

<http://www.4c-coffeeassociation.org/>

4C 協会 (The Common Code for the Coffee Community Association) は 2003 年よりコーヒー産業の持続的発展に資する基本的基準の策定を行ってきた。この目的のためにコーヒー産業に対する 28 の 4C 行動規範 (生物多様性の保全、農薬の最小使用、土壌保全、肥料の適正使用、有機物の使用、水資源の保護、廃水管理、廃棄物の適正な処理等のほか、労働条件と経済的透明性に関する規約) と 10 の不適切事例 (8 つは労働条件、他の 2 つは農薬と 1 次林の伐採) を定めている。他の環境認証のような厳しい基準・指標の

遵守が現状困難であっても持続可能な生産に向けて強いコミットメントを持つ生産者が市場で認知されることを支援し、ひいては既に消費者に広く認知されている認証制度の導入につなげることを目指す「フェーズイン・アプローチ」をとることが特徴的。

コーヒーの産出国と消費国に 220 の企業、団体、個人がメンバーとなっている。このうち対象となる生産者数は 2 カ国の 360,000 以上にのぼり（2015 年時点）、これは世界のコーヒー生産地面積の 14.4%を占める。ブラジル、カンボジア、ベトナムでは特に当認証を受けたコーヒー農園の面積が大きい。

（2） The Better Cotton Initiative

<http://bettercotton.org/>

より良い綿花生産に関するイニシアチブ（BCI）は、より良い綿花生産を促進していくことを目的に 2005 年にスタートし、このための原則と指標を定めている。この原則（Better Cotton Initiative Production Principles and Criteria）は、個別の生息地に関する原則を含めた、環境や社会的要素などの分野を広くカバーしている。様々な綿花生産にあたっての最低限の基準が設けられており、これらは Better Cotton というブランドのもとに綿花生産を行う農家への基本的な要求事項である。BCI のベンチマークは「理解」「計画」「実行」のプロセスに沿って設計されている。ブラジルとオーストラリアでは国固有の基準制度との連携がある他、Cotton Made in Africa (CmiA)の基準にも参照されている。

2014 年時点で 11 カ国の 160 万ヘクタールの綿花畑が BCI の認証を受けており、これは世界中の綿花畑全体の面積に対して 5%を占める。また、このイニシアチブに参画する生産者の数は 470,000 に上る。BCI の原則・指標を満たす原材料を使用する世界的な有名ブランドには、アディダス、H&M、IKEA、リーバイス、M&S、ナイキ等が含まれる。BCI に参画する生産者等による綿花生産の状況については、年次報告「BCI Harvest Report」（<http://bettercotton.org/about-bci/bci-reports/>）に公表されている。

② 林業

（1） 生物多様性ガイドライン by International Tropical Timber Organization (ITTO)

<http://www.itto.int/ja/>

ITTO（国際熱帯木材機関）は 1983 年国際熱帯木材協定に基づき国連の条約機関として 1986 年に設立され、33 の生産国と 26 の消費国が加盟しており、横浜に本部がある。貿易と産業を重視する一方、環境協定と同様、天然資源の持続的な管理も重視する。持続的な森林経営と森林保全を促進するための政策文書を作成し、生産国の事情に配慮し

ながら国際的な合意を図るもので認証制度を持っているわけではない。

1993年に出版された ITTO 独自の生物多様性ガイドラインの改訂版では、政策立案者、森林管理者、その他の関係者が、熱帯生産林における生物多様性保護を推し進めるためにとるべき、具体的な行動について提案として 11 の原則と 46 の行動指針を定めている。

③ 金融

(1) 国際金融公社 (International Finance Corporation, IFC, Performance Standards 6) http://www1.ifc.org/wps/wcm/connect/bff0a28049a790d6b835faa8c6a8312a/PS6_English_2012.pdf?MOD=AJPERES

国際金融公社 (IFC) は 1956 年に設立され、世銀グループの一員として途上国の民間の開発を専門に扱う国際開発機関である。環境・社会の持続可能性に向けて、事業者が融資案件において生物多様性・生態系サービス保全のために確保すべき行動規範を示している (IFC-PS)。これらの行動規範は国際金融公社の融資条件のひとつである。IFC Sustainability Framework 2012 版の中の環境と社会の持続性に関する行動規範では、パフォーマンス・スタンダード 6 として生物多様性と生物自然資源の持続的管理がとりあげられている。このパフォーマンス・スタンダード 6 においては、生物多様性を保全し、生態系サービスからの便益を保持し、自然資源の持続可能な管理を促進することをうたっている。特に、回避、低減、緩和、オフセットのミティゲーション・ハイラキーを明確にし、順応的な管理を通じた事業のライフサイクルにおける生物多様性の緩和戦略を提唱し、ノーネットロス、できればネットゲインを目指すことを提唱している。この基準は、様々な事業に適応が可能である。

(2) アジア開発銀行 Asia Development Bank <http://www.adb.org/themes/environment/main>

アジア開発銀行 (ADB) が途上国における環境・社会問題への対応のための保護政策として、融資案件事業の融資条件の一つとして事業の環境配慮対策の指針を示したもの。貧困の撲滅のためには経済開発のみではなく、持続可能な社会・環境を構築すべきとの観点から、環境全般に関する留意点の一つとして生物多様性にも言及しており (ADB Environmental Policy, 2002)、生物多様性に配慮した開発が行われるべきといった一般的考え方、適切な対応が行われるべき重要な生態系地域などについて言及されている。

(3) 米州開発銀行 Inter-American Development Bank

<http://www.iadb.org/en/topics/sustainability/policies-and-initiatives,1517.html>

米州開発銀行（IDB）による生物多様性・生態系サービス保全のために自然資源管理の価値を理解し、有効な政策や投資のための支援、新たなビジネスチャンス創出を目指すセーフガード政策。セーフガード政策は銀行の事業への融資条件となっている。生物多様性・生態系サービスの価値評価、保全方法、投資促進、ガバナンスなどのあり方を示している。またそこには、環境を劣化させる懸念のある案件で、銀行が承認できる代替措置、環境コストに勝る持続可能な利益、緩和代償策を取らない案件には融資をしないとしてある。また侵入種を呼び込む案件にも融資をしない。2012年5月に生物多様性保全と生態系サービスに関する経験と今後の方針に関する文書を出している。

(4) 欧州復興開発銀行（European Bank for Reconstruction and Development, EBRD）
Performance Requirements

<http://www.ebrd.com/pages/research/publications/policies/environmental.shtml>

欧州復興開発銀行（EBRD）が社会と環境の持続可能性を考慮した投資、支援行動のための Environmental and Social Policy の中で生物多様性保全のための行動規範（PR6）を示している。この行動規範は銀行の事業への融資条件となっている。Mitigation Hierarchy に言及しており、代償措置の承認、生息域への配慮、保護領域、遺伝子操作、生物資源の持続可能な管理、林業、水産業、サプライチェーン、旅行に関するガイドラインが記載されている。

(5) 欧州投資銀行（European Investment Bank）, Environmental and Social Principles and Standards

<http://www.eib.europa.eu/projects/topics/environment/index.htm>

欧州投資銀行（EIB）が Environmental and Social Principles and Standards（2009）の中で、投資行動の規範として生物多様性の保全や保全活動の支援に努めることを示したもの。この基準が事業への融資条件となっている。その基準は EU の生息域指令（habitat directive や Natura 2000）等に従っている。保護領域での開発には原則として融資しない、開発行為の生物多様性の影響評価・回避にあたっては mitigation hierarchy を考慮しているかどうか等が審査ポイントになっている。

④ 観光

- (1) 生物多様性と観光開発についてのガイドライン (Guidelines on Biodiversity and Tourism Development)

<http://www.cbd.int/decisions/cop/?m=cop-07>

(UNEP/CBD/COP/DEC/VII/14)

世界観光機関 (World Tourism Organization, UNWTO) が策定した生物多様性と観光開発についてのガイドライン (Guidelines on Biodiversity and Tourism Development) は、2004年2月の生物多様性条約第7回締約国会議で採択された。ガイドラインは、持続可能な観光開発を進めていくために、基礎情報の収集、目的や目標の設定、法的枠組みの評価、影響評価、影響の管理と緩和策、意思決定、実施、モニタリングと報告などの手続きについてのガイドラインを示している。

⑤ 鉱業

- (1) 生態系サービスガイダンス—生物多様性と生態系サービスガイドとチェックリスト (Ecosystem services guidance - Biodiversity and ecosystem services guide and checklists) (IPIECA/International Association of Oil & Gas Producers, OGP 2011)

<http://www.ipieca.org/publication/ecosystem-services-guidance-biodiversity-and-ecosystem-services-guide-and-checklists>

石油ガス業界は生物多様性や生態系サービスに頼っており、また影響を与える産業である。このガイダンスは、国際石油産業環境保全連盟によって2011年に策定された。ガイダンスは、1) 生物多様性・生態系サービスと石油ガス産業との関わりについて紹介し、2) 生態系サービスへの主な依存について把握し、石油ガス開発における影響を把握するためのチェックリストを示し、3) 石油ガス業界における生物多様性と生態系サービスに関わるリスクとチャンスについて紹介している。

- (2) セメントセクターにおける生物多様性管理のためのガイド (Biodiversity management in the cement and aggregates sector)(IUCN 2014)

<https://portals.iucn.org/library/sites/library/files/documents/2014-008.pdf>

持続可能なセメントイニシアティブ (Cement Sustainability Initiative, CSI) や関係機関との協力のもと、IUCNは2014年7月に、セメント業界のオペレーションを通じた責任ある生物多様性の管理を奨励するための新しいガイドを発表した。

(3) セメントの採掘地の再生についてのガイドライン Guidelines on Quarry Rehabilitation (Cement Sustainability Initiative, CSI 2011)

[http://www.wbcscement.org/pdf/CSI%20Guidelines%20on%20Quarry%20Rehabilitation%20\(English\)_Dec%202011.pdf](http://www.wbcscement.org/pdf/CSI%20Guidelines%20on%20Quarry%20Rehabilitation%20(English)_Dec%202011.pdf)

持続可能なセメントイニシアティブ（Cement Sustainability Initiative, CSI）は、2011年に地域の生態系や水源域を尊重したセメントの採掘地の再生計画の策定と実施に関する提案をまとめたガイドラインを作成した。

(4) 採掘と生物多様性に関するグッドプラクティスガイド（Good Practice Guidance for Mining and Biodiversity）（International Council on Mining and Metal, ICMM 2010）

<http://www.icmm.com/page/1182/good-practice-guidance-for-mining-and-biodiversity>

国際金属・鉱業評議会(International Council on Mining and Metal, ICMM)は2010年にIUCNとの協議の元、生物多様性の保全に配慮した採掘のグッドプラクティスに関するガイドを作成した。ガイドは採掘においてどのような生物多様性への保全が可能なのかについて、実務的なガイダンスを提供している。

(5) 責任あるアルミニウムに関する基準 (Aluminium Stewardship Initiative Performance Standard) (ASI 2014)

<http://aluminium-stewardship.org/wp-content/uploads/2014/12/ASI-Performance-Standard-v1.pdf>

アルミニウム・スチュワードシップ・イニシアティブ（Aluminium Stewardship Initiative, ASI）は、アルミニウム業界全体において、持続可能性と透明性を高めていくために2012年に設立された。2014年12月に、多様なステークホルダーとのコンサルテーションを通じて、アルミニウムのサプライチェーン全体においてガバナンス・環境・社会的なパフォーマンスの改善を進めていくための手続き要綱について定めたアルミニウム・スチュワードシップ・イニシアティブ・パフォーマンス・スタンダードを発表した。

アルミニウムの採掘・精錬に関わる企業から利用する企業までを含む、アルミニウム管理イニシアティブの発起企業は、AMCOR Flexibles, AMAG, Constantia Flexibles, Constellium, Nespresso, Rio Tinto Alcan, Tetra Pak の7団体で、その後、Audi, BMW Group, Jaguar Land Rover といった自動車メーカーもこのイニシアティブを支援してきている。IUCNがこのイニシアティブの事務局と調整を行っている。

⑥ 貿易

(1) 生物原料の流通に関する倫理組合(Union for Ethical BioTrade, UEBT)

<http://www.ethicalbiotrade.org/>

生物原料の流通に関する倫理組合 (UEBT) は発展途上国の中小企業により提起され、持続可能な発展と生物多様性保全を進展させるため UNCTAD の BioTrade initiative から派生し、2007 年に要項が定められた。CBD の持続可能な発展に沿う倫理的取引を実行することが目標である。

UEBT は The Ethical BioTrade standard を 2012 年に改訂した。スタンダードは、「生物多様性の保全、持続可能な利用、公平公正な利益共有」を目的に掲げている (2012.4.11 に改訂版発行)。化粧品、食品、医薬品などに使われる天然成分の採取、流通、加工に関わる者に対し、生物多様性の保全及び持続可能な利用、生物多様性の利用から得た利益の公平公正な共有、社会経済的持続可能性 (生産、金融、市場の管理)、国内・国際法の遵守、バイオトレード活動に関わる者の人権の尊重、土地所有権および天然資源の利用権の明確性を求めている。

3) 生物多様性関連の認証制度

国際貿易センター (International Trade Centre: ITC) が 2015 年に発行したレポート「The State of Sustainable Markets: Statistics and emerging trends 2015」(Lernoud et al., 2015)には、近年の主要な認証制度の概要と市場動向等の統計がとりまとめられている。これに基づき、生物多様性関連の認証制度について昨年度報告書に掲載した情報を更新した。

① 農業

(1) 持続可能なパーム油のためのラウンドテーブル (Roundtable on Sustainable Palm Oil, RSPO) ・ 持続可能なパーム油の原則と基準 (Principle and Criteria for Sustainable Palm Oil Production)

○参考ウェブサイト：<http://www.rspo.org/>

2001 年に WWF がその可能性の検討を開始し、2004 年 8 月に正式に発足した。チューリヒに本部があり、事務局はクアラルンプルとジャカルタにある。持続可能なパーム油生産が標準となるように市場を変革していくことをめざす。RSPO は、①原則と認証に関する指標、②国別の指標、③地域別の指標、④新規開拓に関する基準、⑤小作農グループに対する認証、⑥サプライチェーンに関する認証の 6 つの認証制度を策定している。2008 年に最初の認証を発行し、2011 に認証 Trade mark を作成。2013 年 4 月には持

持続可能なパーム油に関するラウンドテーブルのメンバーの賛同を受け、「持続可能なパーム油に関するラウンドテーブルの原則と基準」を発表した。この原則には、1) 透明性の確保、2) 法と基準の遵守、3) 長期的な経済的・財務的な有効性の確保、4) 生産者と加工者におけるベストプラクティスの適用、5) 環境責任と自然資源・生物多様性の保全、6) 労働者や影響住民への責任ある配慮、7) 新規開拓における責任ある開発、8) 重要な活動における継続的な改善の確保、の8つの原則が含まれている。2014年時点で71カ国（うち12カ国はパーム油生産国）に導入されている。認証を受けた油ヤシ農園の面積はおよそ310万ヘクタールであり、世界全体の油ヤシ農園面積の14.5%を占める。認証を受けた生産の状況については年次報告「Annual Communications of Progress (ACOP)」(<http://www.rspo.org/publications/download/844cc29367e5a7d>)に公表されている。

(2) GLOBAL GAP 協議会 (Global Good Agricultural Practices)

○参考ウェブサイト：

<http://www.japan-globalgap.com/> (国内)

http://www.globalgap.org/uk_en/

1997年に、欧州小売業組合適正農業規範 (EUREP GAP) として成立。2007年に、GLOBAL G.A.P に改称。①食の安全、②環境保全 ③労働者福祉等を目的とする農場の生産管理手法。生産工程の管理点及び、基準を示す文書に加え、他の規格に対しての同等性を認めるベンチマーキングプロセスの文書、適合性評価を含む総則を示した文書、グループ認証に求められるマネジメントシステム関連文書等の複数文書からなる。100カ国、10万件の認証実績があり、農産物分野のデファクトスタンダードの1つ。グローバル GAP 基準及びチェックリストの野菜・果実対象の基準は ①序章 ②全農家対象 ③耕種農家対象 ④野菜・果実農家対象 の4部構成となっている。

GLOBALG.A.P.に準ずる LOCALG.A.P.により、地方の生産者がより基本的な基準の適合から徐々に GLOBALG.A.P 適合性を高める段階的措置をもつ。2014年時点で110カ国136,000の生産者が認証を受けており、その面積は300万ヘクタールにおよぶ。様々な農産品を対象とするが、適用の多い農産品上位3位はじゃがいも、バナナ、リンゴである。また、認証製品の統計情報を閲覧できる公開データベースをもつ

(http://www.globalgap.org/uk_en/what-we-do/the-gg-system/GLOBALG.A.P.-Database/)。

(3) レインフォレストアライアンス (RFA) ・持続可能型農業ネットワーク (Sustainable Agriculture Network: SAN)

○参考ウェブサイト：

<http://sanstandards.org/sitio/>

<http://www.rainforest-alliance.org>

1987年設立。Sustainable Agriculture Network（持続可能型農業ネットワーク）は、効率的な農業、生物多様性の保全、持続可能な地域開発に資する社会・環境の基準を作成する非営利の環境保護/地域開発団体のグループ。SANが策定した認証基準に沿ってRain Forest Alliance（RFA）が認証する。認証基準には①管理システム、②生態系保全、③野生生物の保護、④水質保全、⑤労働条件、⑥労働安全衛生、⑦地域コミュニティとの良好な関係、⑧農薬の制限、⑨土壌保全、⑩廃棄物処理の10の基準が含まれる。多種類の食料品・農産物を対象とし、特にカカオ、紅茶、コーヒーの認証が多い。2014年時点では、43カ国の120万の生産者が認証を受けており、その面積は320万ヘクタールにおよぶ。

（４） 持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル Roundtable on Sustainable Biofuels

○参考ウェブサイト：

<http://www.sgs.com/en/agriculture-food/commodities/audit-certification-and-verification/certification/roundtable-on-sustainable-biofuels-rsb-certification>

<http://rsb.epfl.ch/files/content/sites/rsb2/files/Biofuels/Version%202/PCs%20V2/10-11-12%20RSB%20PCs%20Version%202.pdf>

持続可能なバイオ燃料に関するラウンドテーブル（RSB）は、スイス・ローザンヌのスイス工科大学に本部を置く国際イニシアティブで、持続可能なバイオ燃料に関する認証制度を策定している。この認証制度は、欧州委員会の再生エネルギー指令（Renewable Energy Directive）のもと、欧州連合によって認識されている制度である。2010年11月に新しい「持続可能なバイオ燃料生産に関する原則と指標（RBS Principles and Criteria for Sustainable Biofuel Production（Version2.0）」が承認された。この中の原則7で保全についての原則が示されている。また、原則の1-12において各国の法的枠組みの遵守、計画、モニタリングと改善、温室効果ガスの排出、人権・労働権、地域・社会開発、食料の安全保障、土壌・水・大気・技術の利用、廃棄物管理、土地の権利等についての原則を定めている。

（５） Better sugar Cane Initiative Production Standard（BONSCRO）

○参考ウェブサイト：<http://www.bonsucro.com/certification.html>

BONSCROはさとうきびの社会・環境・経済的な持続性を向上させるための認証を、生産から流通まで推進し、バイオエタノール需要による過度の農地使用や労働を避け、

持続可能な生産を続けることを目的とする。その基準は、法令遵守、生物多様性と生態系への負荷、人権、生産過程、持続的な進展からなる。カギとなる指標としては、水やエネルギーの消費、GHG の排出等。EU の再生可能エネルギー指令 (EU RED)、燃料品質指令 (EU FQD) の自発的標準とみなされつつある。スイスの SGS が認証を行っている。BONSCRO の認証基準を満たす流通経路による現物貿易への認証と、この基準に準拠するシステムにより生産されるサトウキビへの独自のクレジット取引スキームの 2 通りの認証システムを有する。

2014 年時点で 4 カ国 37 の生産者がこの認証を取得しており、その面積は 964,000 ヘクタールに及ぶ。これは世界中のサトウキビ生産農場の全体面積の 2.8% を占める。認証を受けたサトウキビ生産の状況については年次報告「Progress Report」

(<http://bonsucro.com/site/wp-content/uploads/2013/02/Bonsucro-Progress-Report-201415-Final.pdf>) に公表されている。

(6) 責任ある大豆生産のラウンドテーブル (The Round Table on Responsible Soy Association, RTRS)

○参考ウェブサイト：<http://www.responsiblesoy.org/>

2006 年設立。責任ある大豆の生産と流通を目的としたマルチステークホルダー・プラットフォーム。1) 法的順守、2) 労働条件、3) 地域住民との関係、4) 環境責任、5) 農業のグッドプラクティスの 5 つの原則から成る責任ある大豆生産の基準の設定と管理を行っている。基準は、保全価値の高い地域の大豆畑への転換を禁止しているほか、労働条件や土地の利用権の尊重等を規定している。2011 年 6 月に初めて、最初の農場が RTRS の認証を受けた。2014 年時点で 25 カ国の 7,300 以上の生産者が認証を受け、その面積はおよそ 48.4 ヘクタール、全世界の大豆生産面積の 0.4% を占める。

(7) UTZ Certified

○参考ウェブサイト：<http://www.utzcertified.org/>

2002 年設立。食料品及び農産品を対象としたマルチステークホルダーの認証機関。元々はグアテマラのコーヒー農園主とオランダの焙煎業者の出資により環境や労働者の労働環境に配慮する認証としてはじまり、現在は独立した非政府・非営利の機関として持続可能な農業を国際的に推進している。対象はココアや茶にも広がり、現在では RSPO や Better Cotton Initiatives (BCI) に対するトレーサビリティのサービスも行っている。環境面では、農薬の制限、水の管理、有機廃棄物のリサイクルが挙げら

れている。2014年時点で200万ヘクタールが認証をうけ、うちカカオ農園の認証面積が最大で150万ヘクタールに達し、これは全世界のカカオ農園面積の15%を占める。これに次ぐコーヒーの認証面積は47.5万ヘクタール、全世界のコーヒー生産面積のおよそ4.7%を占める。

(8) スミソニアン渡り鳥センター (Smithsonian Migratory Bird Center, SMBC)

○参考ウェブサイト：<http://nationalzoo.si.edu/scbi/migratorybirds/default.cfm>

スミソニアン渡り鳥センター (SMBC) では鳥にやさしいコーヒー生産の認証 (Bird Friendly Coffee) を推進している。下記の有機認証の基準を満たすことを条件に、日陰栽培のコーヒー農園の樹木の種数や被覆率等の特に自然環境面での明確な基準を満たすことにより認証が与えられる。

(9) フェアトレード認証 (Fairtrade International)

○参考ウェブサイト：www.fairtrade.net

1997年に設立された食料品、農業産品を対象とする認証。対象となっている産物は熱帯果物、穀物から金、布まで多岐にわたる。開発途上国における生産者の貧困削減を目的としており、生産者に対する最低買取価格と付加価値還元率を設定。2014年時点で74カ国240万ヘクタールの農地が認証を取得しており、これは世界全体の農地面積の0.06%を占める。認証を受けた生産物の状況について年次報告

(<http://www.fairtrade.net/resources/annual-reports.html>) に公表している他、認証によるインパクトの評価も随時行っている。

(10) 有機認証 (IFOAM -Organics International)

○参考ウェブサイト：<http://www.ifoam.bio/>

IFOAMは、1972年に設立された、有機農業を生産・流通・販売の全体に亘って推進する母体組織。有機農業に関する様々なステークホルダーの連携や長期的な社会・生態学的影響の低減、有機栽培と販売の推進、有機農業のリーダー育成に特別な役割をもつ。120カ国以上の有機認証団体と提携し、有機認証の基準設定や品質保証システムづくりを手がける。有機認証そのものは国又は地域ごとに策定される基準に基づいて実施される。最近では国・地方レベルの有機認証が政府により管理されるケースが増えている。対象となる産品の種類には穀物、緑黄色野菜、植物油原料、コーヒー、オリーブ等があり、様々な認証制度の中で最も対象範囲が広い。

2013年時点で170カ国の低く見積って2百万に上る生産者が認証を受けている。その全世界での面積は4千3百万ヘクタールにおよび、地球上の農地の1%を占める。認証

商品の状況については年次報告により公表している

(<http://www.ifoam.bio/en/our-library/annual-reports>)。

(11) ProTerra Foundation

○参考ウェブサイト：<http://www.proterrafoundation.org/>

2012年設立、遺伝子組み換えでない持続可能な農産物へのニーズに応える初の認証。現時点では大豆を主な対象にするが、あらゆる食料品・農産物への適用が可能。2014年時点で120万ヘクタールが認証を受けており、これは世界全体の大豆生産面積の1.1%を占める。

② 林業

(1) 森林管理協議会 (Forest Stewardship Council, FSC)

○参考ウェブサイト：

<https://ic.fsc.org/index.htm> (英語)

<https://jp.fsc.org/index.htm> (日本語)

FSC (森林管理協議会) は、1994年に世界中の森林を対象として、環境を保全し、社会的な利益にかなない、経済的な継続可能な森林管理を推進することを目的として設立された。具体的には、森林の質の維持・向上と効率的な資源供給を両立する適切な森林管理を推進するため、Forest Management (FM、森林管理) Certification と Chain of Custody (CoC、流通・加工) の2つの認証を行っている。FSCはこれらの国際基準を設定するとともに、この基準を国又は地方レベルに解釈して適用するための国別基準開発グループを管理する。全世界では2014年時点で1億8700万ヘクタールの森林が認証を受けており、これは世界全体の森林面積のおよそ4.65%を占める。特に認証面積が大きいのは、上位から順にカナダ、ロシア及びアメリカである。

日本国内には5つの認証機関があり、2011年には1000番目のFM認証を発行した。日本国内では森林管理の認証取得者は35件(約40万ヘクタール)、CoCの認証所得者が1112件、合計1147件の認証所得者がいる(2013年12月)。

(2) Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes (PEFC)

www.pefc.org

1999年に設立された、国ごとの森林認証機関と国際的なステークホルダーの連合体。持続可能性に関するベンチマーク、森林認証に関する国際的な水準を提供するとともに、ベンチマークに準拠する国家森林認証基準を承認する制度をもつ。この他、持続可能な森林管理や森林認証を推進するための能力強化プロジェクトを実施している。2014年時点で40カ国における75万の森林所有者、10,591の流通関係者が認証を保有している。その面積は2億6,300万ヘクタールにわたり、地球上の森林面積の6.5%を占める。

(3) Sustainable Forestry Initiative (SFI)

○参考ウェブサイト：<http://www.sfiprogram.org/>

持続可能な林業イニシアチブ (SFI) は1994年に立ち上がり、1998年に最初の認証を発行した。SFIの要求事項を満たす森林管理を実施しているSFI森林認証、顧客が生産物の何%が認証を受けている森林からのものか等の情報を請求できるSFI管理チェーン認証、参加企業はその原材料サプライチェーンの何%が合法的で信頼できるところから来ているかを示さなければいけないSFI certified sourcingとこれらを可視化するラベルがある。2015年現在、米国とカナダで1億haの森林が認証されている。

③ 漁業

(1) Aquaculture Stewardship Council (ASC)

○参考ウェブサイト：<http://www.asc-aqua.org/index.cfm?lng=1>

農民、研究者、小売業者、業界関係者などからなる円卓会議の実施を通してWWFが始めたAquaculture Dialogueに基づいて、2010年に設立された。養殖業に対し測定可能で効率的な標準を開発し、環境影響を下げるためのイノベーションを奨励する。Aquaculture Dialogで検討された標準に基づきASC (Aquaculture Stewardship Council) が認証を発行する。Credible, effective, add valueを認証ラベルの評価基準とし、国際社会環境認定表示連合 (ISEAL Alliance) の認可を受けている。

(2) Global Good Agriculture Practices

○参考ウェブサイト：<http://www.globalgap.org/>

1990年代に農産物で活動を開始した GLOBAL G.A.P.の中に養殖漁業の分野を対象として2005年に導入されたもの。養殖業は世界的に急激に伸びており、その中で責任をもちかつ生態系に配慮している水産物に対する消費者の要求に応えるために基準を作成した。Ver4の基準を2011年に発行し、基準を魚類、甲殻類、軟体動物、孵化場、養殖のためのプランクトンの採取まで広げている。認証機関はISO Guide65により、100カ国以上で活動している。20カ国（日本は入っていない）で実施され、2015年6月時点で、認証水産物の生産は200万トンととなっている。

(3) 海洋管理協議会 Marin Stewardship Council (MSC)

○参考ウェブサイト：<http://www.msc.org/>

海洋管理協議会（MSC）は1997年に設立され、責任ある漁業を推奨する独立した非営利団体。MSCの目的は漁業の方法に変化をもたらすことにあり、魚種資源の減少から増加への転換、漁業者の生計維持、世界の海洋環境の保全などを目指す。日本にも事務局がある。認証は独立の機関が行い、その過程でパブリックコメントが求められる。MSCの漁業認証基準は2014年に改定され、2015年4月から新しい認証基準が適応されている。2014年現在、世界34カ国の漁業がMSCのプログラムに参加し、世界の天然水産物の10.5%がMSC認証取得漁業、もしくは審査中の漁業によって水揚げされている。また、エコラベルを表示したMSC認証水産物の市場総額は、年間48億ドルに上昇している。また、66カ国の事業者がMSCのCoC認証を取得している。

④ 観光

(1) 世界持続可能な観光協議会(Global Sustainable Tourism Council, GSTC)

○参考ウェブサイト：<http://www.gstccouncil.org/>

世界持続可能な観光協議会（GSTC）は2008年に the Partnership for Global Sustainable Tourism として持続可能な旅行業とそのための世界共通の基準の開発をめざして50以上の団体が集まって発足した。2011-2013年のwork planとして各種の旅行業の指標を通して旅行業者が観光資源の保全と貧困の緩和を進めることを促進することを挙げている。2013年11月には、世界持続可能な観光協議会の観光地のクライテリアが観光地の持続可能な管理に向けての基礎として発表された。2014年には、世界持続可能な観光協議会はツアー実施者のイニシアティブ（Tour Operator Initiative, TOI）と統合し、さらに大

きな組織として活動を行っている。

⑤ 鉱山

(1) 責任のある鉱山連盟(Alliance for Responsible Mining, ARM)

○参考ウェブサイト：<http://communitymining.org/>

責任のある鉱山連盟(ARM)は小規模の鉱山の権利と福利を社会、環境、労働の面から実践・強化するために2004年にエクアドルのキトに設立された。責任のある小規模鉱山の基準を策定し、社会、環境に責任を持つ鉱山に変革していくことを通して労働者やその家族の生活の質を高めることを目的とする。FLO (Fairtrade Labelling Organization) と協力して基準を策定し、金に対する Fairtrade Fairmind ラベルを発行している。

環境に関しては、環境法の遵守、保護領域での開発には当局の許可と緩和計画の作成、掘跡の生態系の回復、再生不可能なほど生態系を破壊しないこと、生態系の移動は事業活動の前に行うことなどの基準がある。

(2) 責任あるジュエリー協議会(Responsible Jewellery Council, RJC)

○参考ウェブサイト：<http://www.responsiblejewellery.com/>

責任あるジュエリー協議会(RJC)は、2005年に14のダイヤモンドおよび金の宝飾業の組織が集まって Council of Responsible Jewellery Practice として設立され、2006年に運営体制を確立し、2008年にRJCとなり、英国に登録されている。貴金属の山元から小売りまでのサプライチェーンにおいて、人権を尊重し、倫理、社会、環境に責任を持った行動を進展させ、消費者の信頼を得ることを目的とする。2012年3月にCoC認証を立ち上げた。

⑥ 貿易

(1) フェアワイルド財団 FairWild Foundation

○参考ウェブサイト：<http://www.fairwild.org/>

フェアワイルド基準は、WWFやトラフィック、IUCNなどが開発した「薬用・アロマティック植物の持続可能な採取に関する国際基準(ISSC-MAP)」をもとに公平な貿易とILOの基準のシステムを基本とし、生態系、社会、経済の観点から作成され、2008年に設立されたフェアワイルド財団により運営されている。野生植物とそれを材料とする製品について持続可能で公平かつ付加価値を高める管理と流通のシステムを世界に供給

することを目的とする。CITES（ワシントン条約）およびCBDと密接な関係を保っている。イギリスに事務局があるが認証はスイスの機関が行っている。

基準は、持続可能な採集、社会的責任、フェアトレードという原則に対して責任を果たそうと考えている野生植物（自然生育地から採集する植物・植物の部分・植物性産物、自然生育地から採集する菌類・地衣類。動物およびロウやハチミツなどの動物性産物は除外）の採集事業者にも適用される。基準では、1. 野生の植物資源の維持、2. 環境に対する悪影響の回避、3. 法律、規則、協定の遵守、4. 慣習上の権利および利益の配分の尊重、5. 採集者と経営者との公平な契約関係の促進、6. 野生からの採集活動への子供の参加の制限、7. 採集者とそのコミュニティの利益の確保、8. 野生からの採集事業で働くすべての労働者の公正な労働条件の確保、9. 責任ある管理手法の適用、10. 責任あるビジネス手法の適用、11. 購入者による関与の促進などを求めている。

⑦ 地域の開発プロジェクト

（１） Plan Vivo

○参考ウェブサイト：<http://www.planvivo.org/>

Plan Vivo は 1998 年に活動をはじめた NPO で、英国に本拠がある。地域の開発プロジェクトにおいて持続可能性、生態系サービスの創出（特に炭素固定や排出抑制）、既存の森林保護を求めた開発指針を持っており 2012 年に改訂された。生態系サービスとしての炭素固定・削減に特に着目して認証制度を設けている。

⑧ すべての事業者

（１） 国際社会環境認証ラベル表示連盟（ISEAL Alliance）

○参考ウェブサイト：<http://www.isealalliance.org/about-us>

1990 年代の FSC 認証、IFOAM 有機認証、フェアトレード認証及び MSC 認証の協働が発端となり、2002 年に新たにレインフォレストアライアンスを含む 4 つの団体がメンバーに加わって設立された。ISEAL 社会環境基準設定の優良行動規範（ISEAL Code of Good Practice）を満たす認証団体がメンバーとなって運営される組織であり、①認証の効果の改善、②持続可能性に関する基準の信頼性の定義づけ、③持続可能性に関する信頼性の高い基準適用の拡大、④認証の効率性向上を主な目的とする。

- ISEAL 社会環境基準設定のための優良慣行規範（ISEAL Code of Good Practice for Setting Social and Environmental Standards）（第 5 版、2010 年 4 月）

○参考ウェブサイト：

<http://www.isealalliance.org/sites/default/files/Standard-Setting-Code-v5.0.pdf>

- ISEAL Credibility Principles (June, 2013) : ISEAL Alliance は、2013年6月に国際社会環境認証ラベルの ISEAL 信頼性原則を発表した。この原則では、国際的に乱立する社会環境認定ラベルの原則や枠組みを策定し、社会環境認定ラベルの信頼性の管理を行うことを目的としている。この原則は、持続可能性に関するすべての基準やメカニズムに適用することを想定している。

○参考ウェブサイト：

<http://www.isealalliance.org/sites/default/files/Credibility%20Principles%20v1.0%20low%20res.pdf>

(2) Life Certification (Life 認証制度)

○参考ウェブサイト：<http://institutolife.org/en/>

ブラジルの NGO、Life Institute は、2008年から生物多様性の認証制度の策定・認証を進めてきている。認証制度はこれまで、ブラジルのほか、チリ、アルゼンチン、パラグアイ、ウルグアイ、オランダでも適用されてきている。Life の認証制度はボランティアな制度で、事業者の 1)環境管理計画や基本理念や指標などの評価、2) 生物多様性への影響評価、3) 求められる最低限の保全活動の算定、4) 行動計画のパフォーマンス評価の4つのステップで成り立っている。認証は5年間有効で毎年、行動計画の実施状況についてのモニタリングが行われる。認証制度はすべてのセクターに適応されるように設計されており、事業による生物多様性への影響は、間接的な影響として廃棄物、温室効果ガスの排出、水の消費、エネルギーの消費の4つの指標により、直接的な影響としては土地利用状況に基づいて評価されている。Life の認証制度の特徴は、企業による教育や植林事業、自然保全・再生事業などを、プラスの要素として認証制度の枠組みの中に取り入れていることである。

4) 利用可能なデータベース

① Integrated Biodiversity Assessment Tool (IBAT)

○参考ウェブサイト：<https://www.ibatforbusiness.org/login>

IBAT は、生物多様性に関連する意志決定をサポートするために開発されたツールであり、事業活動を実施する可能性のある地域や原料の入手先に関する生物多様性情報を得ることができる。地図上で絶滅危惧種や保護区域を示したり、対象地域の情報を Web 上で

参照したりすることができ、ビジネス活動における意思決定に利用するために、最新で正確な生物多様性に関する情報を提供するシステムとして提供している。インターリスク総研が IBAT を使用した生物多様性コンサルティングを 2012 年 7 月から開始している。

② High Conservation Value Resource network (HCV、保護すべき価値の高い資源ネットワーク)

○参考ウェブサイト：<http://www.hcvnetwork.org/>

HCV の概念は FSC 認証の中で 1999 年に始めて使われた。保護すべき 6 つの価値として、①生物多様性の観点より重要な地域がきわめて集中している場所、②生物種が自然な形で豊富に存在する広大な領域、③貴重種・絶滅危惧種の存在する領域、④危機にさらされている基盤的生態系サービスの供給源、⑤地域住民にとって生活の基盤となっている地域、⑥地域住民の伝統的文化にとって重要な地域をあげている。国内情報が整理されている国として、20 カ国（ボリビア、ブラジル、カンボジア、カナダ、中国、エクアドル、グルジア、ガーナ、インドネシア、マレーシア、メキシコ、パプアニューギニア、パラグアイ、ルーマニア、ロシア、セネガル、南アフリカ、ウクライナ、米国、ベトナム）がリストアップされている。

③ Proteus Partnership

○参考ウェブサイト：<http://www.proteuspartners.org/>

Proteus は企業活動と UNEP-WCMC（世界自然保全モニタリングセンター）をつなぐパートナーシップであり、2003 年以降、企業活動、特に石油・ガス・鉱山等の資源開発に関係する世界保護地域データベース（WDPA: The World Database on Protected Areas）の継続的な蓄積を図ってきている。

- National Protected areas (IUCN Categories I-VI)
- Indigenous Lands
- Private Protected Areas
- Natura 2000 sites
- Barcelona Convention sites
- World Heritage Sites

- Ramsar sites
- Biosphere Reserves
- ASEAN Heritage Parks

が記録されており地図データファイルとなっている。

④ Integrated Valuation of Environmental Services and Tradeoffs (生態系サービスとその代償のための総合評価、InVEST)

○参考ウェブサイト：<http://www.naturalcapitalproject.org/InVEST.html>

- 日本語による紹介 (株式会社エコリス)

http://www.ecoris.co.jp/technical/tec_tyousa/invest.html

InVEST とは、Natural Capital Project (スタンフォード大学等による生態系サービスの価値評価を意思決定に活かすためのツールを開発し、政策に活かしていくための働きかけを行うことを目的としたプロジェクト) によって開発された地理情報システム (GIS) のツール。地域が保有する生物多様性、二酸化炭素の貯蔵、水力発電、浄水機能、木材生産、作物の受粉などの様々な生態系サービスを定量的に評価し、地図化することができる。評価のためのモデルは、検討レベルに応じ3段階で準備されている。